

## 県有施設における公用EV充電設備導入モデル事業仕様書

県有施設における公用EV充電設備導入モデル事業仕様書（以下、「仕様書」という。）は、福井県（以下、「本県」という。）が保有する施設に、公用EV充電設備（以下、「充電設備」という。）を設置・運用する事業の内容を示すものであり、本県と協定を締結して本事業を実施する事業者（以下、「実施事業者」という。）は、本仕様書に定める事項について適正に履行すること。

### 1. 事業目的

県有施設における充電インフラの整備を通じて、当該施設における利便性の向上を図るとともに、充電インフラの稼働率や決済方法等の検証を通じて、県内における充電インフラの充実およびEVの普及促進を図る。

### 2. 実施期間

- (1) 下記3に示す候補施設について、令和8年度末日までに、充電設備の設置・運用を開始すること。
- (2) 充電設備の運用期間は、運用開始後8か年が経過した日が属する年度の末日までの期間とする。ただし、本県との協議により、左記期間を延長することとなった場合は、この限りではない。

### 3. 候補施設（充電設備の設置場所）

別紙の県有施設等の候補施設の駐車場に充電設備を設置すること。なお、設置の際は、当該施設の運営・維持管理等に支障とならない場所及び構造とすること。

また、充電設備の運用時間帯は、設置する施設（駐車場）の営業日・時間と同一とする。

候補施設のうち、現地調査の結果等を踏まえ、県と調整が取れた施設において実施する。（なお、別紙に記載のない施設についても本県が希望する施設については、必要に応じて現地調査を行うなど設置に向けた協議に応じること。）

### 4. 充電設備の種類

原則、普通充電設備（出力6kW以上）2口以上もしくは急速充電器（出力90kW以上）1口以上とする。また、充電時の電力については、原則として実施事業者が、新規に電線引込工事を行った上で、小売電力事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達すること。なお、施設状況や事業採算性等を踏まえ、本県との協議のうえで急速充電器（出力50kW以上）の提案もしくは普通充電器（出力6kW以上）との併設提案も可能とする。

※原則、施設に設置される充電器の口数と、同時使用可能な充電器の口数は等しくすること。

### 5. 業務内容及び役割分担

本事業の業務内容、及び本県と実施事業者の役割分担は、下記のとおりとする。

#### (1) 福井県

- ア 事業全体の総括
- イ 充電設備を設置する場所の確保
- ウ 本県ホームページ等による事業の広報・周知

#### (2) 実施事業者

- ア 上記3に示す候補施設への充電設備の設置（電線の新規引込工事や必要に応じて行う屋根の取り付け工事等を含む）
- イ 上記2に示す実施期間における充電設備の維持管理（機器の修繕や更新等を含む）
- ウ 施設利用者への充電サービスの提供及び運営、並びにこれに必要な認証機能及び利用実績を管理するシステムの維持管理等（充電課金システム等を含む）
- エ 利用者への周知・広報
- オ 使用実態等の各種データの収集、及び本県への提供

## 6. 事業費用

充電設備の設置および運用に関する費用（モデル事業終了時における撤去を含む）は、すべて実施事業者の負担とし、本県は一切費用を負担しない。

なお、本事業の実施期間（当該期間が延長された場合は、延長後の実施期間）終了後、実施事業者は速やかに原状回復を行うものとする。その際、原状回復の範囲等については、本県と協議の上、定めるものとする。

## 7. 利用料金、利用方法

- (1) 適切な利用料金を設定すること。
- (2) 利便性の高い利用システムを構築すること。

## 8. 運営・問い合わせ対応

- (1) 利用者からの問い合わせや故障、苦情等に円滑に対応するため、組織化された運営体制を確立し、常時、適切な人員を配置すること。
- (2) 問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに本県への報告を行うとともに、復旧等の適切な措置を取ること。
- (3) 利用者の個人情報は法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとること。

## 9. 事業報告

利用実態に関する各種データを収集し、本県からの求めがあった場合には、当該データを本県へ提供すること。

## 10. その他

- (1) 県有施設に、充電設備及び附帯設備（電線、引込電柱、引込開閉器箱等）を設置する際には、できる限り風致及び美観、機能を害しないものとする。
- (2) 各施設への充電設備の設置可否については、実施事業者による提案内容や設計等を踏まえ、県において最終的に判断する。
- (3) 充電設備の設置場所の使用料については、モデル事業期間中、無償で使えるものとする。
- (4) 実施事業者は、本事業の実施により得た情報について、本事業遂行以外の目的で利用してはならない。
- (5) 実施事業者は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、真摯かつ誠実に本事業を遂行すること。

(6) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、本県と協議した上で業務を進めること。